



2015
平成 27 年

広報 たかはた

1
NO.963

【高島町ホームページ】<http://www.town.takahata.yamagata.jp>
【高島町 Facebook】<https://www.facebook.com/town.takahata>

迎春

Topic

- 町長・町議会議長より新年のごあいさつ
- 新春文芸
- 町・県民税申告期限は 3 月 16 日
- 町非常勤・嘱託職員等募集

人口と世帯数

12月1日現在

人口	24,616 人
男	11,953 人
女	12,663 人
世帯数	7,535 世帯

新年のごあいさつ

高島町長

寒河江 信

新年明けましておめでとうございます。
町民のみなさまにおかれましては、夢あふれる輝かしい新年を、健やかに迎えのこととお慶び申し上げます。また、日頃より町政全般にわたりご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、当町においては記録的な豪雨により道路河川はもとより、農地をはじめ農作物までもが大きな被害を受けました。また国内外の状況を見ましても、我々がかつて経験したことのない、想像をはるかに超える自然災害が各地で発生いたしました。東日本大震災後、町としましても、地域防災計画の見直しや、自主防災組織の推進などにより、災害時における情報収集・情報提供の体制整備、公共施設の耐震化の促進など、町民のみなさまが安心して暮らせるよう、災害に強いまちづくりを進めてきておりますが、更なる防災・減災体制の整備に努めてまいりたいと存じます。

国内経済は緩やかな景気回復の動きを示しているといった分析もあるようですが、消費税増税以降、その動きもまたつき感が払拭できない状況となっております。当然、地方

では景気回復の兆しも感じられず、未だ厳しい状況にあります。

町財政については、町長就任の平成18年より取り組んできた病院改革・行政改革が一定の成果をもたらした、大型建設事業への取り組みも可能となつていますが、人口減少や人口構造の変化により、社会保障関係経費が伸び続けるため、財政構造の硬直化が増してきている状況であります。

さて、今年には町制施行120周年・町村合併60周年を迎える記念の年となります。この節目にあたる平成27年度は、人口減少問題など様々な課題の解決にむけ、働く環境と安定した生活の確保が最も重要であるという考えのもと「地域の特性を活かした力強い産業の振興」を、子ども・子育て関連3法が具体的に実施される年度でもあり、新たな子育て支援を目標に「地域の魅力を活かした人口減少対策・子育て支援」を、財政難を背景に、なかなか手を加えることができなかった「地域の活力を活かしたコミュニティの再生と新

しいつながりの創生・災害に強いまちづくり」の3点について重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

地方財政を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にありますが、町民のみなさまから寄せいただく高島町への期待をさらなる成果につなげていくため、「人が輝き、誇れるまち」の実現のため、今後も全力で行政運営を進めてまいります。

年頭にあたり、町民のみなさまのご健勝とご多幸を祈念いたしますとともに、本年も格段のお力添えをいただきますようお願い申し上げます。新年のごあいさついたします。



2015年(平成27年) 謹賀新年

高島町議会議長

中川 正 昭

あけましておめでとうございます。

町民のみなさまには、お健やかに新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

今年こそは災害や争いごとのない平和な年でありますよう町民みなさまと共に祈り申し上げます。

昨年中は議会活動に対し、町民みなさまの特段のご理解とご支援を賜わり厚くお礼を申し上げます。本年もまた志を新たに活動をしてまいりますので、ご理解とご支援を賜わりますようお願いを申し上げます。

さて、昨年11月に、日本銀行が追加緩和措置に動きました。これまで以上に大胆に長期国債を購入するだけでなく、他の金融資産も積極的に購入して、市中に出る資金を大幅に増やす措置に出たのであります。日銀がこうした金融緩和措置に出たのは、足元で景気の足踏みが続き、目標としているインフレ率の実現が不透明になってきたからだと言われていると見られます。

このため株価は大幅に上昇し、為替レートも大幅な円安となりました。日本の株価だけでなく、その後の米国市場にも影響が及んでいます。日本の輸出企業の中には空前の増収となった企業もあると聞きますが、賃金アップの動きが全産業に行き渡ったわけではなく、しかも物価の上昇には追いつけず、実質所得は低下しているといわれております。

また、アメリカのシェールオイル増産等の影響で原油価格は急落していますが、私たちが日常消費するガソリンや軽油、灯油価格は円安の影響もあり、なかなか安くならないというのが実感であります。

昨年末には衆議院議員総選挙が行われ与党の圧勝となりました。政府の経済政策「アベノミクス」は、これまでのところ、政策は効果的だったが、成長戦略が問われる今後が正念場であるという見方が多数であります。しかし、与党の圧勝により政府の経済政策は支持された形となり、今後アベノミクスの推進が図られるものと思います。現在は、政策効果には一服感がみられるので、今後政府には長期的視点に立った成長戦略を構築して、実行してもらい必要があります。

また、農業においては、米価が大幅に下落しており、米作農家の経営に大きな打撃となつています。このように、私たちの生活は、経済的になかなか上向かない状況にあります。

今年は4月に県議会議員、8月に町議会議員の選挙が予定されております。この町議会議員の選挙からは、現在の議員定数17人を15人へと2名を減員することといたしました。議員自ら互いに議論を重ねながら定数を削減すべきとの結論を得たものであります。

昨年12月3日にはやぶさ2号が種子島から打ち上げられ

ました。長い旅を終え地球に帰ってくるのは6年後とのこと。その頃高島町はどのような姿になっているでしょうか。

議会といたしましては、住みよい高島町の構築を目指し、今後とも町の発展と町民一人ひとりの幸せのために全力で取り組んでまいります。更に開かれた議会となるよう一層努力を重ねてまいります。

この冬は、昨年12月に入るや否や予想外の大雪に見舞われ、早々に根雪となつてしまいました。これからは降雪が少ないことを願うものであります。

最後になります。町民のみなさまのご健勝とご多幸を心よりお祈り申し上げ年頭のあいさついたします。



おめでとうございます**まちの話題** あれこれ

秋の叙勲 瑞宝単光章 丸山幸一さん（元町）

昭和35年から54年の長きにわたり、国勢調査や農林業センサスをはじめとする各種統計調査に通算72回従事され、統計調査員として正確かつ迅速に任務を遂行されました。また地域全体に統計調査に対する意識の高揚と啓発に努められた功績が認められたものです。



社会福祉功労者厚生労働大臣表彰 横山清彦さん（下和田北）

平成4年12月の就任より現在まで、民生委員・児童委員として地域住民の相談に親身に応じるなどその職務に精励され、地域福祉の推進に大きく貢献された功績が認められたものです。

山新放送愛の事業団『愛の鳩賞』 高島町高校生ボランティア サークル「地球（テラ）」

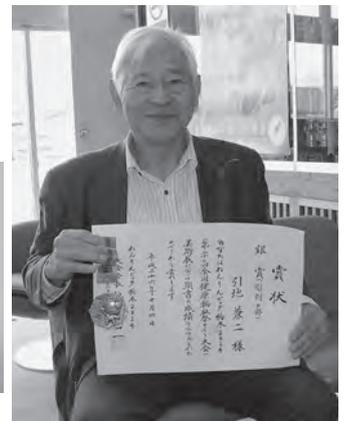


地域福祉活動に長年尽力した個人・団体に贈られる「愛の鳩賞」を、高島町高校生ボランティアサークル「地球（テラ）」が受賞しました。

高島町出身の高校生と高島高校生が、ボランティアを通じて交流しながら町の文化や伝統を知るために昭和59年に設立され、今年度で30年目を迎えました。現会員数は72人で、成人式や競歩大会など町の事業をはじめ、公民館や地域事業など年間50余回の活動を行っています。受賞おめでとうございます。

全国健康福祉祭美術展 銀賞 引地兼二さん（旭町）

受賞作品『宇宙の風』



昨年2月に行われた「山形県健康福祉祭美術展」の彫刻部門において、県知事賞を受賞しました。このたび全国の舞台である「ねんりんピック栃木2014」の美術展に出展され、彫刻部門にて銀賞を受賞しました。

MACHI no WADAI AREKORE

第55回全国スポーツ推進委員研究協議会が開催され、秋生嘉弘さん(西町:写真右)が、30年勤続スポーツ推進委員表彰を受けまし



た。長年にわたり、スポーツ推進委員として自己研鑽に励むとともに、その属する地域スポーツ振興への功績があった人に贈られるものです。

また、東北地区スポーツ推進委員研修会山形県大会が開催され、秋生嘉弘さん、浜田久美子さん(沢口:写真左)が功労者表彰を受けました。

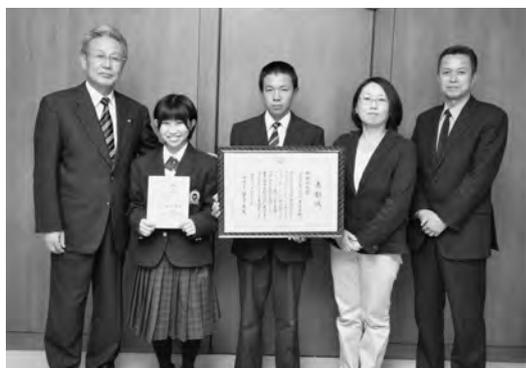


公益社団法人「小さな親切」運動本部が主催する第39回「小さな親切」作文コンクールが全国一斉に行われ、小学生の部(応募総数12,331編)で高島小学校6年齋藤ららさんの作品「小さな親切 大きな一歩」が見事「入選」に選ばれました。(6、7頁に全文掲載)



全国各地で地産地消に取り組む個人・団体に贈られる「地産地消優良活動表彰」で、和田地区自給野菜組合(高橋稔組合長)が、農林水産省食料産業局長賞を受賞しました。

同組合は、子供たちへ地元の安全・安心な食材を供給するため、昭和39年に児童の母親が中心となって結成されました。今日まで50年間にわたり地域の農産物を学校給食に安定して供給することで、生産者・学校・子供たちの間に強い信頼関係が生まれ、子供たちの地域の農産物への理解が深まり、地域への愛着や感謝の気持ちが育まれていることが評価されました。



環境省が東北地方の優れた環境実践事例を全国に発信する「東北地方ESDプログラムチャレンジプロジェクト2014」で、三中2年生の取り組みが最優秀賞の環境大臣賞を受賞しました。

取り組みの内容は、自分たちで栽培した無農薬野菜や地元特産品を仕入れ、修学旅行先の都内で販売し、町をPRしました。

計画の立案、販売、その後の検証を生徒自身が行い、有機農業が盛んな町の環境と産業のつながりを考えました。



高島地区の北目区では、①安心安全なまちづくりの推進②環境負荷の軽減③電気料の削減を図るため、地域内の防犯灯すべてをLED防犯灯に交換しました。

これは、宝くじの社会貢献広報事業として実施しているコミュニティ助成事業で、宝くじの助成金で整備したものです。



11月28日(金)、JAたかはた支店ハピネスで「第11回高島町米食味コンクール」が開催されました。

《結果》	つや姫の部	コシヒカリの部
最優秀賞	工藤賢悦さん	小林 亮さん
優秀賞	伊藤作工門さん	鈴木初男さん

新春文芸

俳句 初詣

荒井俊二

大年の元気な電話カナダより
静もれる門前町や初詣
雪卸す人びと今日は吾妻晴
新らしき句会になじみ去年今年

川柳 乙未

新春に寄せて 高橋勝柳子

天馬去り優しい羊春を告ぐ
羊の瞳平和な迎春の陽を信じ
ゆとりある歩中迷いのない羊
まだ夢があるから鈴の緒を握る

短歌 早春

黒田 敦

暁の碧空となる鳩峰に
雪頂きて朝日を受くる
由ヶ嶽に春の生るる朝日うけ
傾斜の立ち木みな光あり
天がける置賜の野は薄靄に
希望の浮ぶ虹の架け橋
新玉に世界平和を祈りたる
文殊の峰に朝日輝がやく



第39回「小さな親切」作文 コンクール入選作品

小さな親切 大きな一歩

高島小学校 六年 齋藤 らら

「ありがとうございます。」

この言葉を聞くと、私は「親切っていいなあ。」と感じます。四年生の時のこと。今でも覚えている出来事がありました。友達と遊んだ帰りに、女の子を見かけました。

「おばあちゃん、おばあちゃん。」

と言って泣いているその子は、見かけない顔でした。「迷子だろうか、知らない所で迷子になったら、どんなに心細いだろう。このまま放っておけない。」そう思っただけの交番まで連れて行くことになりました。

女の子は屋代から歩いて来たといっています。

すぐに、交番のお巡りさんが女の子の家に連絡を取って下さいました。しばらくするとおばあさんが迎えに来てくれました。その間中女の子は心配そうに迎えを待っていました。

「ありがとうございます。もう大丈夫だから帰っていいよ。」

と言われましたが、私は不安そうな女の子を見て、「何もできないけれど、おばあさんと会えるまでは私もここで待とう。」と思いましたが、しばらくしておばあさんが交番に到着すると、女の子を見るなり、たちまち笑顔になりました。そして私に何度も何度も

「ありがとうございます。」

と言葉をかけて下さいました。その時のおば

詩

希望を失わないで

橘

朱果

暮れ近く、突然、電話が鳴った
あのね

うちの旦那ね 発見されたの
病気 病気よ

何でも 全摘っていうの
リンパ腺にも塊があるとか いうの
大手術よ

雪国は大変でしょ とくに山手は
それで 東京でやることにしたの
娘のいるところ

彼女は若い頃から東京で働いて
数年前にUターンしたばかり
娘のところといつても
近年まで一緒にくらしていた家

いつか娘がひどい目に遭ったの
正月 東北自動車道が不通になつて
生きるか死ぬかの経験よ
だから 今回は東京でと決めた
家は閉鎖してね

おかあさんはどうするの
母親？週3日通っていた施設に
お願いして

東京なんか行かないってよ
祖母と母親とがともに夫を亡くして
ふたりで先祖の田畑を守ってきた

娘が退職したら戻ってくると言っ
たのを
信じて信じて 腰をまげまげ守っ
てきた

その後
祖母は東日本大震災の最中に亡く
なった

高齢者所帯のところ ある日
働きの夫と二匹の犬を連れて

娘は やつと戻ってきたのだった
代々続いた家柄 家屋敷 田畑 山
これらを継ぐ娘が男を連れて戻っ
て来た
近隣の 驚き そして喜び

家も道路向いに新築し
夫は不慣れた田畑や山の仕事もこなし
家屋敷もきれいにしてきた
最近 わらび園を共同で始め
固定客もつき 順風満帆だった

彼女はというと
腰がわるく思うようには動けない
そんな妻を夫は母親を前にして
批難し叱責することもあった

それがいやでね、私は。
母親は

目の前で娘が叱られるのを
嫌がってね

あるとき 母親は
一人の方がずっとよかった と言
つてたわ

ねえ 世の中って うまくいかな
いのね
でも やっぱり夫に頼らざるを得
ないの

お医者さんはだめだとは言わないの
とにかく一刻も早い手術を
どこでもできる手術だから と
手術をすれば治るといふことかしらね
普通あと何ヶ月とか何年とかい
うじゃない
それが無いの 切れば大丈夫なの
かしら

私にはわからない
ただ 何だかんだといつても
夫婦は互いにつかえ棒みたいなもの
支え合って生きていくことだけは
確かだから
希望を失わずに 心を込めて看病
したら
とだけ言ってやった

あさんと女の子の笑顔は今でも忘れません。
私は何も考えずに当たり前のことをしただけ
でしたが、それが誰かの役に立ち、感謝され
ることはこんなにうれしく、心が温かくなる
ことなんだなあと思いました。

親切は、人も自分もうれしくなることで
す。「ありがとう。」という言葉や人の笑顔
は、心をきれいに輝かせてくれるような気が
します。また、自分がされてうれしかったこ
とは、他のだれかにもやってあげたくなるは
ずです。こうして親切の輪がどんどん私の周
りに広がっていったらすてきです。よいと思
っても、頭で思っているだけでは人には伝わ
りません。ですから私はよいと思ったら行動
に移すことができる勇氣を持ちたいです。そ
して私ができることがあれば、役に立つなら
ば、どんどん行動に移し実行して行きたいで
す。心のアンテナを張りながら、相手の立場
に立つて考え、困っている人がいたら気付け
てあげられる、そんな大人になりたいです。

学校の玄関の前にきれいな花が咲くプラン
ターが置かれています。私は、親切をした人
された人のどちらの心にも小さな花が咲くと
思います。プランターの花たちに負けないよ
う、私は高畠町にたくさんの笑顔の花を咲か
せたいです。一人一人のちよつとしたやさし
さから親切の種が生まれ、ちよつとした勇氣
から芽を出して、ゆつくりとしつかりと根を
はって、いつか大きな木になって、たくさん
の笑顔の花を咲かせ、夢の実をいっぱいつけ
る。そんな夢いっぱい、笑顔いっぱい町の
していきたいと思っています。

町・県民税の申告期限は

3月16日(月)

▶問合せ先／町税務課住民税係 ☎(52)4477

町・県民税の申告をお願いします

平成27年度の町・県民税は、平成26年中の所得金額等に基づいて課税されます。適正な課税のため、申告が必要な方は必ず期限までに申告してください。

町・県民税申告書を
1月下旬に送付します



★行政区ごとに相談日を設けております。詳細は日程表をご確認ください。

■申告に必要なもの

- ① 申告書
- ② 印鑑
- ③ 所得が確認できるもの
給与や年金の源泉徴収票、報酬等の支払調書、営業・農業・不動産の収入がある場合は収支内訳書、帳簿、領収証など
- ④ 所得控除の資料となるもの
医療費の領収書、社会保険料(国民年金等)、生命保険料(個人年金保険料も含む)、地震保険料、小規模企業共済掛金支払証明書、障がい者手帳等の福祉手帳など

※収入や控除の証明書は、平成26年1月から12月までの1年間に収入があったもの、支払を行ったものが対象となります。

■申告書の送付対象者

【申告書を送付される方】

町・県民税申告書は、税務署から所得税の確定申告書が送付されない方で、一定の要件にあてはまる方に送付します。また、事前に申告書が必要

旨の連絡があった方には送付します。

【申告書を送付されない方】

- 主に、前年の申告内容が次のような方です。
- ① 無職(無収入)で申告した方
 - ② 被扶養者(他の誰かの扶養になっている方)
 - ③ 年金収入のみで申告書を提出していない方
 - ④ 給与収入のみで住民税が給与から差引されている方

事業主のみなさまへ

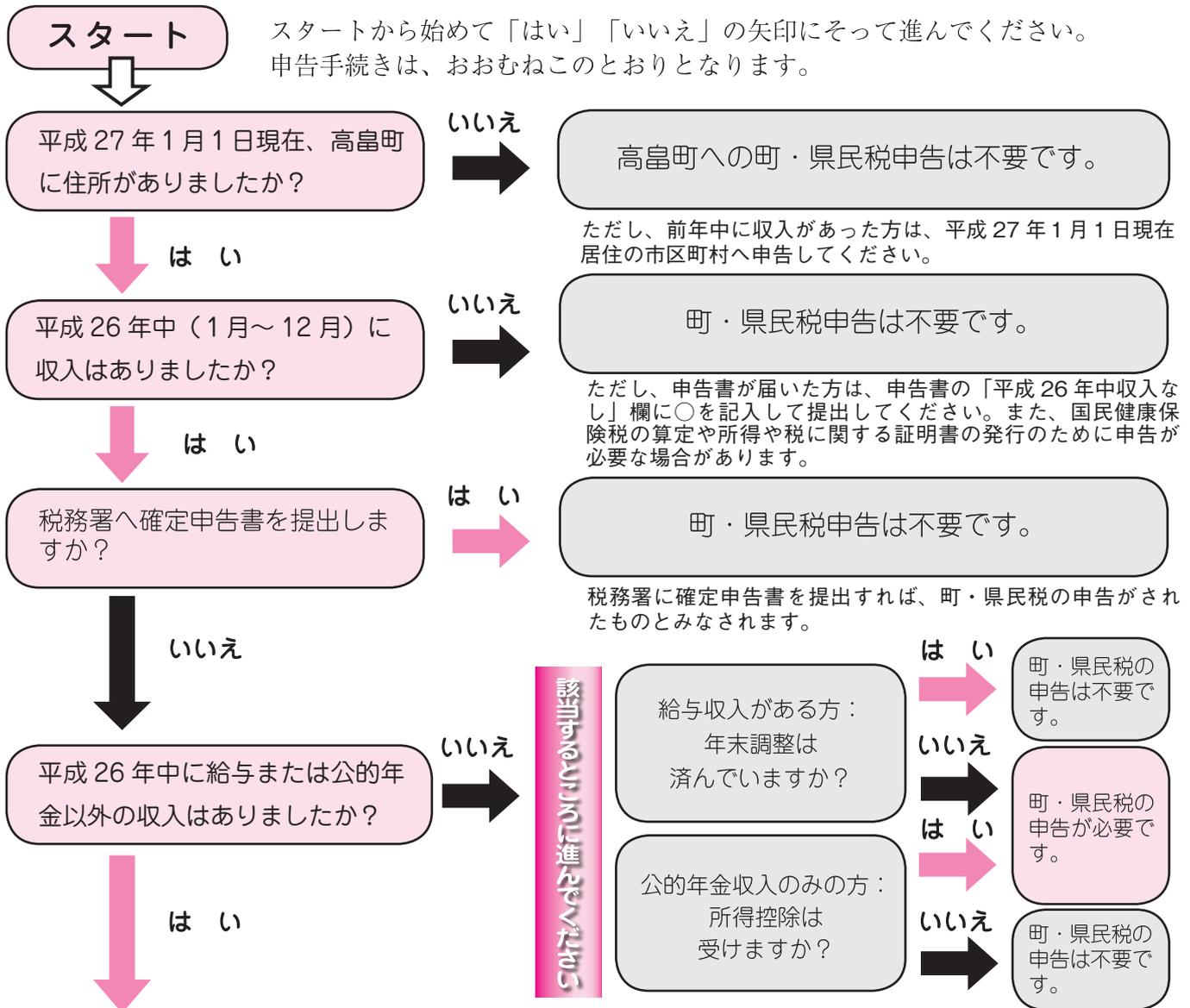
平成27年度(平成26年分)「給与支払報告書」の提出期限は2月2日(月)です。期限厳守をお願いします。

■申告は郵送が便利です
申告書の書き方について相談の必要がない方、収入がなかった方等は郵送での申告が便利です。「申告の手引き」を参考に申告書を作成し、必要書類を添付して税務課に郵送してください。

■申告相談
申告書の書き方がわからない方は、申告相談会場にお越しください。
なお、今回の申告相談から相談会場が高島町中央公民館1か所になります。お間違えのないようお越しください。

Attention Please

町・県民税あなたの申告は必要？不要？



次のいずれかの申告が必要です。

営業・農業・不動産所得等の平成26年中の収入状況について申告が必要です。

町税務課への町・県民税申告

- 税務署への確定申告が必要ない方でも、給与、公的年金以外に収入がある方は、税務課への申告が必要です。ただし、税務署に確定申告書を提出すれば、税務課への申告は不要です。
- 公的年金収入が400万円以下で税務署への確定申告が必要ない方でも、公的年金以外に20万円以下の収入がある方は税務課への申告が必要です。

税務署への確定申告

- 営業・農業・不動産等の所得の合計額が所得控除の合計額を超える方
- 年末調整済みの給与所得者で、給与以外の所得が20万円を超える方
所得税の納付・還付が必要な方は、税務署への確定申告書の提出が必要です。税務課の申告相談でも確定申告書を税務署へ提出することができます。

平成27年度分 町・県民税個人申告相談受付日程

混雑を緩和するため、行政区ごとに相談日を指定させていただいておりますので、ご確認のうえおいでください。指定された日でない日に申告相談する場合は、指定されている行政区の方が優先となりますので、ご了承ください。

— 申告相談会場は『町中央公民館大会議室』です —

申告相談会場	月日	曜日	午前の部	午後の部	
			受付時間／午前8時から午前11時まで 申告相談／午前8時45分から	受付時間／正午から午後3時まで 申告相談／午後1時から	
町中央公民館大会議室	2/10	火	給与所得者の還付申告・住宅借入金等特別控除申告のみの受付となります。		
	12	木	上駄子町・弁天前・下宿	上宿・田沢・筋	
	13	金	中・入	大町一・大町二	
	16	月	大町三・横町・桜木町・北目	幸町一・幸町二・幸町三・塩森	
	17	火	荒町一・荒町二・旭町	御入水・青葉町・飯森	
	18	水	安久津一・安久津二・緑町	鳥居町・小郡山・高安	
	19	木	駄子町・蛭沢・入蛭沢	弥生町	
	20	金	泉岡・元町三	金原湯在家・金原熊の前・金原新田・元町	
	23	月	時沢・大笹生	野手倉・日向	
	24	火	細越・山越・竹向・中組	根岸・深上・西館	
	25	水	竹上・竹中・竹下・砂押	中才・東本町	
	26	木	大新・西本町	館の内・桐町・山崎	
	27	金	相森	柏木目・三条目・川沼	
	3/ 1	日	休日相談 全地区対象の受付となります。※		
	2	月	亀岡一・亀岡二・亀岡三	亀岡四・入生田南	
	3	火	入生田西・入生田北	露藤上・露藤中	
	4	水	中島南・露藤下	中島北・船橋・文殊ヶ丘	
	5	木	上和田第一・上和田第二・上和田第三	両組・川北上	
	6	金	川北下・海上小倉・立石	中和田東部・中和田西部	
	9	月	元和田北・元和田西	下和田十二・下和田北	
	10	火	下和田南・馬頭東・馬頭西	佐沢上・佐沢下・南佐沢	
	11	水	上町・仲町・元山崎	本町・石岡	
	12	木	共栄・蛇口・津久茂	宮町・下町	
	13	金	上平柳・西町	三軒屋・沢口・中瀬	
	16	月	家中・小其塚・駅前	夏刈・上山崎・若葉平	

※3月1日(日)は休日相談いたします。地区指定を行わないため大変な混雑が予想されますので予めご了承ください。

冬期間につき、大型除雪車による早朝除雪作業を行っております。
作業の安全のため、午前7時前のご来場はご遠慮くださるようご協力お願いいたします。

介護保険による 税控除のお知らせ

▼問合せ先／町福祉課介護保険係
☎(52)1288
所得税の確定申告に向けた介護保険サービスの医療費控除についてお知らせします。

〔介護保険サービスを利用した場合の医療費控除〕

平成26年1月から12月までに介護保険サービスを利用して負担した利用料については、医療費控除の対象になるものがありますので、ご確認ください。確定申告の際に、医療費控除となる金額が記載された領収書を添付することで控除を受けることができます。

◆特別養護老人ホームをご利用の方
介護保険利用者負担分(1割)および食費・居住費負担分としてお支払いいただいた額の2分の1相当額が医療費控除の対象となります。

◆介護老人保健施設および介護療養型医療施設をご利用の方
施設サービス費にかかわる自己負担額および個室・特別室の使用料(診療または治療を受けるため、やむを得ず支払うもの)に限ります。)

◆在宅サービスをご利用の場合
居宅サービス計画にもとづいて利用した、次に掲げる居宅サービスでの自己負担額が医療費控除の対象となります。確定申告の際にそれらの

自己負担額が医療費控除の対象となります。確定申告の際にそれらの

確定申告書作成会場開設のお知らせ

- ▶開設期間/2月10日(火)から3月16日(月)
(土・日・祝日を除く)
- ▶開設時間/9時～16時
- ▶会場/フジワビル(旧称:米織会館)3階大会議室
米沢市門東町1-1-5
- ※申告書作成会場の開設期間中は、税務署内での申告書の作成指導、相談は行っておりません。
- ※駐車台数に限りがありますので、公共交通機関などをご利用ください。
- ※確定申告書は国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」でも作成することができます。

★確定申告は自宅でもできる e-Tax でお早めに!

3月になると大変混み合います!
早めのご来場をお勧めします。

個人事業者の平成26年分 消費税確定申告

平成26年4月1日から消費税(地方消費税含む)の税率は8%に引き上げられました。

平成26年分(平成26年4月1日を含む課税期間)の消費税及び地方消費税の確定申告書を作成するためには、帳簿等において、課税取引を適用税率ごとに区分して集計する必要があります。

【ご注意ください】

- 1 課税取引に対する適用税率は、①平成26年3月31日以前は5%、②平成26年4月1日以後は8%ですが、平成26年4月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により5%が適用される場合があります。
- 2 帳簿等では、非課税取引等についても区分する必要があります。

◎消費税法の改正内容については、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧ください。

住宅借入金等特別控除の 確定申告書作成指導会

平成26年中に、住宅ローンなどによりマイホームを新築・購入し、または増改築などをされた方は、一定の要件にあてはまる場合に、所得税の税額控除(住宅借入金等特別控除)を受けることができます。米沢税務署では、次のとおり住宅借入金等特別控除を受けようとする方を対象とした「確定申告書作成指導会」を開催します。

- ▶日時/2月6日(金)・9日(月) 9時～16時
- ▶会場/フジワビル(旧称:米織会館)3階大会議室
米沢市門東町1-1-5

▶確定申告に必要な主な書類/

(1) 共通する書類

- ①所得金額のわかる書類/ア、給与および年金所得者の方は源泉徴収票 イ、事業所得者などの方は青色申告決算書または収支内訳書 ウ、上記以外の所得のある方は、その所得金額のわかる書類
- ②所得控除のわかる書類/国民健康保険税領収証などの各種所得控除(社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除など)のわかる書類(給与所得者の方で年末調整の際に勤務先に提出した書類は必要ありません。)

(2) 住宅を新築・購入された方

- ①住民票の写し
- ②家屋および土地の登記事項証明書(登記簿謄(抄)本)
- ③家屋および土地の工事請負契約書(写し)または売買契約書(写し)
※家屋のみを取得された場合には、②③のうち土地の分の書類は不要です。
- ④住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
- ⑤各種補助金または給付金等の交付を受けている場合は、その金額を明らかにする書類(写し)

(3) 住宅を増改築された方

- (1)(2)の書類に加え、建築確認済証(写し)、検査済証(写し)または建築士などから交付を受けた増改築等工事証明書

※認定長期優良住宅の新築、バリアフリー工事および省エネ改修工事による住宅借入金等特別控除の適用を受けようとする場合、その他申告に必要な書類などについてはお問い合わせください。

領収書を添付することで控除を受けることができます。指定居宅事業者が発行する領収証に、医療費控除の対象となる医療費の額が記載されることになっています。

◎訪問看護

◎訪問リハビリテーション

◎居宅療養管理指導

◎通所リハビリテーション

◎短期入所療養介護(ショートステイ)

このほかに、これらのサービスと併せて利用することで医療費控除の対象になる次のサービスがあります。

◎訪問介護(生活援助中心型を除く)

◎訪問入浴介護

◎通所介護(デイサービス)

◎短期入所生活介護(ショートステイ)

【おむつ費用の医療費控除】

おむつ代の医療費控除を初めて受ける場合は、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要ですが、証明書発行の次年度以降、介護保険の要介護認定を受けている方で、次の条件に該当すれば、町福祉課で証明書を発行することができますので、町福祉課介護保険係に申請してください。

●介護保険要介護認定で使用する主治

医意見書の次の3項目全てに該当

するもの

1. 平成26年1月1日以降に作成さ

れたもの

2. 障害高齢者の日常生活自立度(ね

たきり度)がB1以上

3. 尿失禁発生の項目が記載された

もの
※証明書は1通400円です。

児童扶養手当法の一部が改正されました

▼問合せ先／町福祉課児童福祉係 ☎(52)2864

これまで、公的年金※を受給する方は児童扶養手当を受給できませんでしたが、平成26年12月以降は、年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになります。
※遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

今回の改正により新たに手当てを受給できるケース

- ・ お子さんを養育している祖父母等が、低額の老齢年金を受給している場合
- ・ 父子家庭で、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合
- ・ 母子家庭で、離婚後に父が死亡し、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合 など

【参考】児童扶養手当の月額（平成26年4月～）

- ・ 子ども1人の場合／全部支給 41,020円
一部支給 41,010円～9,680円
（所得に応じて決定されます）
- ・ 子ども2人以上の加算額／2人目 5,000円
3人目以降1人につき 3,000円

※受給している年金額が手当額よりも低いかどうかは、町福祉課児童福祉係へご相談ください。

新たに手当てを受給するための手続き

児童扶養手当を受給するためには、福祉課児童福祉係への申請が必要です。手続きに必要な書類等についてはお問い合わせください。

支給開始日

- ▶ 手当は申請の翌月分から支給開始となります。ただし、これまで公的年金を受給していたことにより児童扶養手当を受給できなかった方のうち、平成26年12月1日に支給要件を満たしている方が、平成27年3月までに申請した場合は、平成26年12月分の手当から支給できます。
- ▶ 平成26年12月～平成27年3月分の手当は、平成27年4月に支払われます。

やまがたひとり親家庭 応援の店サービスカード

— 県母子寡婦福祉連合会のお知らせ —

ひとり親家庭を社会全体で支援するため「やまがたひとり親家庭応援の店」事業を実施します。

協賛店を利用の際に、事前に取得した「協賛店サービスカード」を提示することにより様々な特典を受けることができるサービスです。カードをご希望の方はお問い合わせください。

▶ 問合せ先／

山形県母子寡婦福祉連合会

☎ 023(633)0962

町福祉課児童福祉係 ☎(52)2864

災害義援金・救援金の受付開始および 受付期間延長のお知らせ

▶ 問合せ先／町福祉課地域福祉係 ☎(52)3564

日本赤十字社では、この度長野県で発生した地震被害により被災された方々のために、次のとおり災害義援金の受付を開始しております。みなさまのあたたかいご支援・ご協力をお願いいたします。

また、次の救援金の受付期間が延長されましたので、併せてお知らせいたします。引き続き変わらぬご支援・ご協力をお願いいたします。

（郵便振替による寄付をご希望の場合は、お手数ですがお問い合わせください。）

— 受付開始 —

<長野県神域断層地震災害義援金> 3月31日(火)まで

— 受付期間延長 —

<2014年西アフリカ エボラ出血熱救援金> 5月29日(金)まで

<ガザ人道危機救援金> 1月30日(金)まで

STOP! DV ひとりで悩んでいませんか?

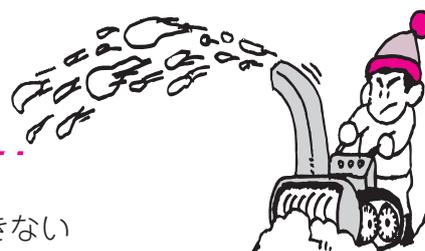
夫婦や恋愛関係など親密な関係にある男女間で行われる暴力行為を「DV（ドメスティック・バイオレンス）」といいます。「暴力」といってもなぐる、けるといった身体的な暴力のほか、精神的、性的、経済的な暴力があります。また、DVを目撃したことによって、子どもの心身にも様々な影響をもたらします。どんな理由があっても暴力はゆるされません。

ひとりで悩まずにご相談ください。相談は無料です。秘密は厳守します。

名称	電話番号	相談日時（祝日・年末年始を除く）	
婦人相談所	☎023(627)1196	月～金	8時30分～17時15分
配偶者暴力相談支援センター	☎0238(26)6027	月～金	8時30分～17時15分
子ども女性電話相談	☎023(642)2340	毎日	8時30分～22時
女性の人権ホットライン	☎0570(070)810	月～金	8時30分～17時15分
県男女共同参画センター「チェリア」	☎023(629)8007	火～金 土・日・祝日	9時～17時 13時～17時
警察安全相談	#9110または ☎023(629)8007	毎日	24時間
法テラス犯罪被害者支援ダイヤル	☎0570(079)714	月～金 土	9時～21時 9時～17時
DV被害者電話相談 (特定非営利活動法人サポート唯)	☎023(646)0085 ☎090(2366)8467	金	11時～15時
DV相談ナビ(内閣府男女共同参画局)	☎0570(0)55210	毎日	24時間
よりそいホットライン	☎0120(279)338	毎日	24時間
DV相談 高島町福祉課	☎(52)2864	月～金	8時30分～17時15分

除雪費の一部を助成します

▶問合せ先 / 町福祉課地域福祉係 ☎(52)3564
またはお近くの民生委員・児童委員まで



一人暮らしの高齢者等で、体力的・経済的に自力で除雪できない世帯に対して、冬期間の安全を図るため除雪支援金を交付します。

- ◎対象となる世帯
 - ①単身高齢者世帯
 - ②高齢者のみの世帯
 - ③身体障がい者のみの世帯
 - ④その他特別の事情により町長が認めた世帯
- ◎交付要件
 - 前年分の収入が、一人世帯120万円以内、二人世帯180万円以内で体力的、金銭的に自力で除雪できないうえ、親戚・近隣等からの援助が受けられない世帯
- ◎支援金額
 - ①屋根の雪下ろしおよび下ろした雪の必要最小限の除雪上限額3万円
 - ②玄関から公的な除雪対象となっている道路までの除雪30分単位550円まで
- ※①と②を組合わせた場合の上限額は3万5千円です。
- ◎申請方法
 - 申請書、除雪費請求書または領収書、課税台帳閲覧承諾書を民生委員・児童委員を通じて役場福祉課に提出してください。(必要書類は、役場福祉課窓口または、民生委員・児童委員へお申し出ください)
- ◎申請締切 / 3月6日(金)

平成 26 年度上半期 (4 月 1 日～9 月 30 日)

町の財政状況をお知らせします

一般会計歳入歳出予算額

131 億 8808 万円

町民のみなさんからの納税金や国・県からの支出金等を、町ではどのように使っているか、財産や借入金がどれくらいあるのか、といった町の財政状況をお知らせします。
この度は、平成26年9月末現在の状況をお知らせします。



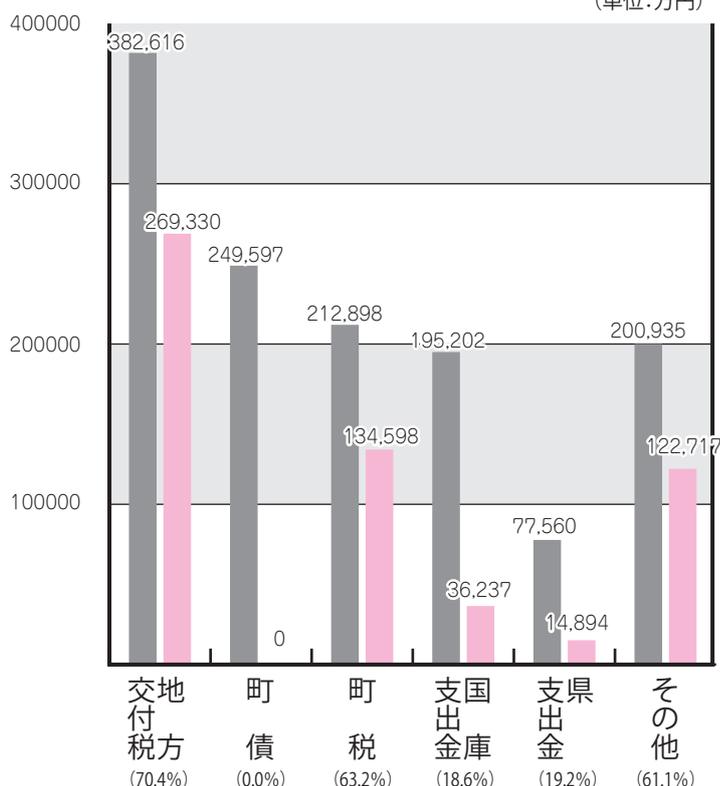
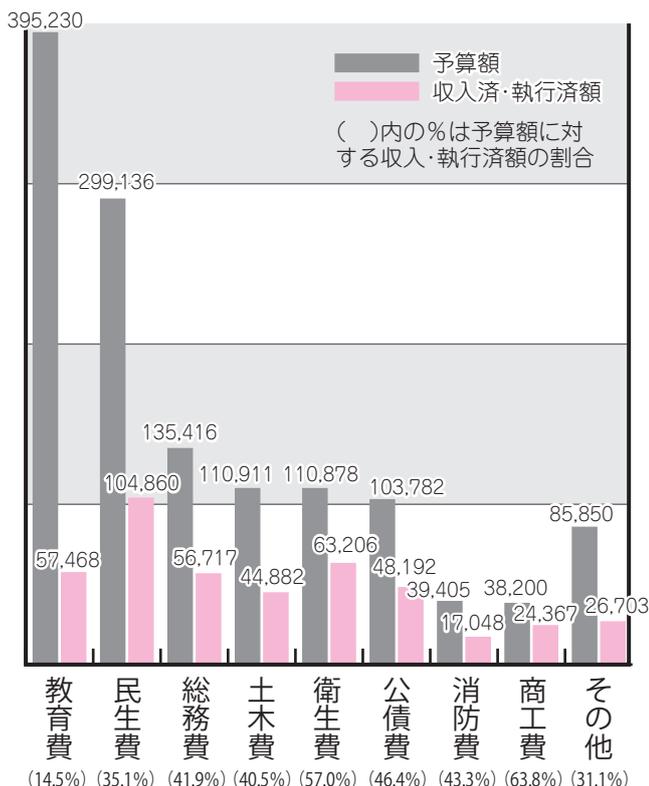
歳出

執行済額 44 億 3443 万円
執行率 33.6%

歳入

収入済額 57 億 7776 万円
収入率 43.8%

(単位:万円)



特 別 会 計			
会 計 名	予 算 現 額	収 入 済 額	執 行 済 額
下水道事業特別会計	9億2318万円	4億1799万円	4億3028万円
農業集落排水事業特別会計	7275万円	4738万円	3236万円
特定地域生活排水処理事業特別会計	9230万円	3244万円	2077万円
飲料水供給事業特別会計	315万円	83万円	138万円
国民健康保険特別会計	31億1954万円	12億4481万円	11億6728万円
介護保険特別会計	23億9838万円	9億3403万円	8億9406万円
後期高齢者医療特別会計	2億2574万円	6035万円	6193万円
訪問看護事業特別会計	1547万円	374万円	662万円
財産区特別会計 (高畠・二井宿・屋代・和田)	926万円	42万円	243万円
合 計	68億5977万円	27億4199万円	26億1711万円

公 営 企 業 会 計				
区 分		収 入	支 出	差 し 引 き
病院事業会計	収益的収支	12億7636万円	10億2872万円	2億4764万円
	資本的収支	1億円	1億7473万円	△7473万円
水道事業会計	収益的収支	2億7356万円	1億3990万円	1億3366万円
	資本的収支	208万円	1億5418万円	△1億5210万円

町 債 等 の 状 況		
会 計 名	9月末起債残高	一時借入金高
一 般 会 計	99億1235万円	0万円
下水道事業特別会計	54億7520万円	0万円
農業集落排水事業特別会計	5億2336万円	0万円
特定地域生活排水処理事業特別会計	2億3384万円	0万円
飲料水供給事業特別会計	2744万円	0万円
水道事業会計	5億1027万円	0万円
病院事業会計	29億2726万円	0万円
計	196億972万円	0万円

基 金 の 状 況 平成26年3月末日現在高との比較		
区 分	26年9月末現在高	増 減
財政調整基金	2億7631万円	△2億4591万円
減 債 基 金	3億9272万円	0万円
公 共 施 設 等 整 備 基 金	6億6326万円	△2億3050万円
人 材 養 成 基 金	2543万円	0万円
ス ポ ー ツ 振 興 基 金	3422万円	0万円
国 民 健 康 保 険 給 付 基 金	2億4587万円	0万円
地 域 福 祉 基 金	8559万円	0万円
介 護 保 険 介 護 給 付 費 金 準 備 基 金	1億3366万円	0万円
財 産 区 基 金 (高畠、二井宿、屋代、和田)	1億4635万円	0万円
そ の 他	8億65万円	0万円
計	28億406万円	△4億7641万円

町 有 財 産 の 状 況 平成26年3月末日現在高との比較		
区 分	26年9月末現在	増 減
土 地	23,636,035㎡	△1,990㎡
建 物	95,190㎡	△740㎡
有 価 証 券	439万円	△50万円
出資による権利	2億2521万円	395万円